地平志誠
JIPYONG & JISUNG

Newsletter

March 2011 Vol. 3. No. 8

01 業務動向

- 韓国産業銀行と韓国資産管理公社を代理し、大宇造船海洋M&Aのための履行保証金返還請求訴訟で勝訴
- CJ O Shoppingを代理し、「SCJ TV Shopping Company」設立関連の法律諮問提供
- LSグループを代理し、「オンサンタンクターミナル(株)」共同設立に関する法律諮問提供
- ラオスの代表的な韓商企業であるコラオホールディングスの韓国有価証券市場への上場業務を代理

05 コラム

- ロシアの国有財産民営化、韓国企業にとっては一つのチャンス
- 中国の海外商標及び著名商標の保護強度の強化
- 医療関係者の業務上過失による堕胎は、処罰が可能か。

11 地平志誠ニュース

- 法務法人地平志誠、金融チーム、本社へ移転
- 李春源(イ・チュンウォン)弁護士、韓国におけるShipping & Transport分野のWinnerとして選定
- 鄭元(ジョン・ウォン)弁護士、経済史学会の年末学術大会にて報告

法務法人地平志誠のニューズレッターは一般的な法律情報を伝達する目的から提供されており、その内容等な法務法人地平志誠の公式的な見解や具体的な案件に対する法的な効力を持つ法律諮問ではありません。具体的な内容に関しましては法務法人地平志誠の弁護士や専門家に相談してください。

法務法人地平志誠
韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 11階 TEL:+82-2-6200-1600 FAX: +82-2-6200-0800 http://www.jipyong.com E-mail: master@jipyong.com
Copyright ⓒ 2009 JIPYONG & JISUNG Attorneys at Law. All rights Reserved.

(業務動向)

韓国産業銀行と韓国資産管理公社を代理し、大宇造船海洋M&Aのための履行保証金返還請求訴訟で勝訴

地平志誠は、韓国産業銀行と韓国資産管理公社を代理し、ハンファグループが同銀行や同公社を相手として提起した、没収された「大宇造船海洋 M&A のための履行保証金 3225 億ウォン」の返還請求訴訟において、全て勝訴しました。

ソウル中央地法民事合意 31 部は、2010 年 2 月 10 日、ハンファが産業銀行と資産管理公社を相手として提起した履行保証金返還請求訴訟において、「ハンファは、2008 年のグローバル金融危機が MOU 解除事由に該当すると主張しているが、当時の経済情勢による引受資金の確保が厳しかったという点は認定されるが、ハンファ側の主張しているように、金融システムが麻痺したことやほとんどの金融取引が停止されてしまったとはみなされない」とし、「履行保証金の没収は正当である」として、原告敗訴判決を下しました。

[担当弁護士]

姜成(カン・ソン)
代表弁護士

洪聖焌(ホン・ソンジュン)
弁護士

金志鴻(キム・ジホン)
弁護士

李光善(イ ・ グァンソン)
弁護士

Jipyong & Jisung

(業務動向)

CJ O Shoppingを代理し、「SCJ TV Shopping Company」設立関連の法律諮問提供

地平志誠は、CJ オショッピングを代理し、ベトナム政府からの現地合弁法人である「CJ TV Shopping Company」の 24 時間放送許可権取得に関する法律諮問を提供しました。

CJ オショッピングは、2010 年 3 月、17 個のチャンネルを保有するベトナム最大ケーブルテレビ事業者である SCTV と、資本金 1500 万ドルを共同投資して合弁法人を設立する契約を締結し、今年の 2 月 1 日に、韓国のテレビショッピング業界では、はじめて、ベトナム政府から正式にテレビショッピング営業許可を取得し、今年の下半期から本格的な事業を展開する予定です。

[担当弁護士]

梁栄太(ヤン・ヨンテ)
代表弁護士

金尚俊(キム・サンジュン)
弁護士

卞熙庚(ビョン・ヒギョン)
弁護士

Jipyong & Jisung

(業務動向)

LSグループを代理し、「オンサンタンクターミナル(株)」共同設立に関する法律諮問提供

LS グループは、去る 14 日、東京プリンスホテルにて、日本の石油販売企業である中川物産と、日韓合弁会社の「オンサンタンクターミナル(株)」共同投資設立に関する調印式を行い、本格的に事業着手に入ったと、16 日に発表しました。

地平志誠は、LS グループを代理し、「オンサンタンクターミナル(株)」共同投資設立に関する法律諮問を提供しました。

「オンサンタンクターミナル(株)」の全体投資金額は、約 550 億ウォン規模であり、蔚山広域市のオンサン工業団地の中の LS ニッコ銅精錬敷地にターミナルを建設し、早ければ、来年の初頭から石油類製品の引受及び貯蔵事業等を行うことになります。

[担当弁護士]

姜炅局(ガン・ギョンク)
弁護士

李泰賢(イ・テヒョン)
弁護士

盧忠煜(ノ・チュンウク)
米国弁護士

Jipyong & Jisung

(業務動向)

ラオスの代表的な韓商企業であるコラオホールディングスの韓国有価証券市場への上場業務を代理

地平志誠は、ラオスの代表的な韓商企業であるコラオホールディングスの韓国上場業務を代理し、2010 年 11 月 30 日に、コラオホールディングスは韓国有価証券市場に新規上場しました。市場の高い関心が反映され、上場当日、1,360 万株の爆発的取引量を記録しました。

韓商企業としては、はじめて有価証券市場に上場したコラオホールディングスは、現代車グループの販売事業を独占しており、ラオス最大の自動車企業であるコラオデベロピング(KDC, Kolao Developing Co., Ltd.)を 100%保有している持株会社であります。コラオホールディングスは、ラオス国内はもちろん、海外市場にはじめて上場したラオス企業になり、ラオスにおける資本市場発展と韓国資本市場の国際化という側面からも、極めて意味深い事例であります。

一方、コラオホールディングスが所属しているコラオグループは、総合金融会社であるインドチャイナバンク、電子製品流通会社の K プラザなどを子会社として保有しています。

[担当弁護士]

梁栄太(ヤン・ヨンテ)
代表弁護士

金尚俊(キム・サンジュン)
弁護士

李幸揆(イ・ヘンギュ)
弁護士

蔡熙錫
(チェ・ヒソク) 弁護士

柳 廷勳(ユ・ジョンフン)
弁護士

李恩英(イ・ウンヨン)
弁護士

洪眞敬(ホン・ジンギョン)
米国弁護士

潘基日(バン・ギイル)ニュージーランド弁護士

具相洙 (グ・サンス)
公認会計士

Jipyong & Jisung

(コラム)

ロシアの国有財産民営化、韓国企業にとっては一つのチャンス

(写真 ： 法務法人地平志誠 李勝珉(イ・スンミン)ロシア弁護士)

2010 年 10 月 27 日付ロシア連邦政府は、「連邦財産の民営化計画及び 2011 年～2013 年の連邦財産民営化基本方向(以下、民営化計画)」を確定・承認し、2010 年 12 月 2 日に告示しました。

ロシア連邦経済開発部は、外国人投資と産業経済の主務官庁として、予算赤字を埋めつつ海外からの投資を誘致するために、本民営化計画を主導し、今回の民営化計画の実行と監督業務を管掌することになりました。

民営化計画において、連邦財産の民営化は、ロシア経済が革新的な発展段階へ転換する目的を達成するための手段の一つであると明らかにされています。また、経済各部分で政府が所有管理している財産の比重を段階的に減少させることは、透明で効果的な民営化手続きを通じて達成すべきであると規定しています。

2011 年～2013 年度の連邦財産民営化部分における国家の主要政策は、①新技術を基盤として株式会社発展に予算外投資金を誘致するための環境造成、②民間投資家の革新イニシアティブを発展・促進するための国家経済部分の縮小、③企業運営技法の向上、④有価証券市場発展の促進、⑤ロシア経済の戦略分で統合構造の構築、⑥連邦政府の予算収入編成などです。

2010 年 1 月 1 日を基準として、ロシア政府は、3517 箇所の連邦国営単一企業財産の所有権者であり、2950 箇所の株式会社の株主です。連邦政府が株式を所有している株式会社の産業分布をみると、機械産業 245 箇所、軽工業 11 箇所、食品産業 46 箇所、印刷出版産業 158 箇所、鉄鋼産業 31 箇所、化学石油産業 36 箇所、木材産業 35 箇所、建設 160 箇所、農業 397 箇所、運送通信 269 箇所などです。また、株式保有比率を基準としてみれば、100%を保有している企業が 1757 箇所、50~99.00%を保有している企業が 138 箇所、25~49.99%を保有している企業が 358 箇所、そして、25%未満の株式を保有している企業が 697 箇所に至ります。

ロシア政府は、2011 年から 2013 年まで、連邦国営単一企業を株式会社へと転換する計画をもっています。この際にも、ロシア大統領令で戦略企業として指定された企業は除外されます。この期間中、優先的に、機械産業、農業複合産業体、交通産業、建設複合産業体等の連邦国営単一企業が民営化される予定であり、株式会社の中で優先的に戦略企業目録に編入された企業を除き、該当株式会社の総株式数の50%を超過しない範囲内で株式を売却する予定です。また、建設、農業、化学、石油化学、印刷出版産業、交通、地質、海上及び航空交通、機械産業部分の株式会社の株式を処分する予定です。

このような基準によって、2011 年～2013 年度には、連邦国営単一企業は合計 114 箇所が、そして、株式会社は 809 箇所が売却される予定です。

民営化資産の中で最高であるといわれている売却対象は、「アパジット株式会社」、「シビリ航空」、「アルハンヘルスキートローリフロート」、「ウリャノプスキー自動車」、「ムルマンスキー漁業港湾」、「東部港湾」、「アルマズニミール」等です。

このほかにも、大統領令とロシア連邦政府の個別決定によって、経済各部分において産業を主導する大企業の株式も民営化する計画です。また、この期間中、たくさんの石油企業が興味を示しているロスネフジの株式 25%(-1 株)、水力発展会社のルスギドロの株式 7.97%(-1 株)、電力網会社の FSK の株式 4.11%(-1 株)、造船会社のソブコムフロートの株式 50%(-1 株)、最大商業銀行であるスベルバンクの株式 7.58%(-1 株)、第 2 位の商業銀行の対外貿易銀行(VTB)の株式 35.5%(-1 株)、統合穀物会社(OZK)の株式 100%(2012 年まで)、ロスアグロリジングの株式 50%(-1 株、2013 年以後)、国営鉄道会社の RZD の持分 25%(-1 株)などが売却予定です。

例えば、第 2 位の商業銀行の VTB の株式 35.5%の中、10%は 2010 年に売却し、2011 年に 10%、2112 年には 15%(-1 株)を売却する予定です。このために、ロシア政府はバンクオブアメリカ、メリルリンチを諮問会社として選定して取引を進めています。対外貿易銀行を除き、大企業の株式を売却するために、ロシア政府はまた、外国系金融機関-Credit Suisse, Deutsche Bank, JPMorgan, Merrill Lynch, Morgan Stanley, Goldman Sachs を諮問会社として選定しました。

民営化計画によって、2011 年～2013 年度政府所有企業の民営化代金は、約 1 兆ルーブル(約 322 億ドル)を超過する見込みであり、このような民営化(大企業の株式除外)によって連邦政府の予算収入は、2011 年度だけで 60 億ルーブルに至り、2012 年、2013 年には、それぞれ、約 50 億ルーブルの予算収入を見込んでいます。結果的に、3 年間、ロシア連邦が所有している企業の民営化の結果、約 160 億ルーブル(約 4.83 億ドル)の収入が発生すると予想されるのです。これに加え、高い投資魅力を有するロシア大企業の持分売却費用まで考えると、政府予算収入は更に増加する見込みです。

2010 年は、韓国とロシアが修交してから 20 年目となります。2010 年の両国間の貿易量は 170 億ドルを超過する見込みであり、2009 年と 2010 年の上半期比べると、82.2%も成長しており、また、ロシアに投資した韓国資本は、合計 6 億ドルを超過しています。しかし、アメリカ、日本、中国などと比べると、すくないという評価もあります。

ロシアは、国家的な観点からだけではなく、韓国企業にも中長期的に意味のある結果を確保できる可能性が高い地域です。中央アジア、東ヨーロッパを含むロシア市場へ事業領域を確保するためにも、今後進められるロシア政府の民営化計画に着目することも意味のあることでしょう。ある意味では、すでにロシア市場において検証された先導企業の民営化持分を引受けることによって、より、予測可能で安定的にロシア市場へ参入できる企画を確保することも考えられるのではないのでしょうか。 Jipyong & Jisung

(コラム)

中国の海外商標及び著名商標の保護強度の強化

(写真 ： 法務法人地平志誠 曹俊金(ジョ・ジュングム)中国弁護士)

I. はじめに

最近、中国は、商標と関連する一連の保護法律、法規、規定を頒布し、商標等の知的財産権保護のために力を注いでおり、これは、すでにある程度の成果は挙げています。しかし、多様な要素、特に、インターネットショッピング及びテレビショッピングなどの出現とともに、販売経路が多様化することによって、海外商標及び著名商標を侵害する現象が様々なところで現れています。産業財産権侵害行為の規制のため、国務院販工庁は、2010 年 10 月、「知的財産権の侵害及び低級模造品販売行為規制の通知」を発表し、全国的範囲の知的財産権侵害及び低級模造品販売規制のために努力しています。

II. 中国の海外商標及び著名商標違反規制の強度強化

1. 政策の制定

商標侵害行為を規制する主管機関として、国家工商総局は、「国家工商行政管理総局の知的財産権侵害及び低級模造品販売行為規制の通知」を発表しました。それ以後、2 回にわたり、「全国工商系統知的財産権保護及び執行業務映像通話会議」を開催し、「国家知的財産権戦略要綱」を強調しつつ、それに従って、徹底に商標戦略を施工し、商標登録、運用、報告及び管理能力の向上を推進しました。このような推進過程で注目すべきところは、国家工商総局が「重点海外商標及び著名商標違反案件摘発実施方案(実施方案)」を発表し、専門的に海外商標専用権及び著名商標権益を侵害する違法行為を摘発する活動の展開方法及び発展した知的財産権保護法安を樹立し、安心して投資できるように優秀な投資環境を造成するために努力したことです。

2. 準備活動

「実施方案」は、海外商標及び著名商標違反案件摘発に対する準備活動を、3 段階にわけて規定しています。

-第 1 段階は、2010 年 12 月から 2011 年 1 月末までの期間で、海外商標違反案件を摘発し取り締まることに力を入れる。中国の各地域は、積極的に、中国がすでに加入している国際知的財産権公約、又は、協議を履行し、影響力の大きい海外商標侵害案件の摘発に努力し、知的財産権を侵害した模造品がヨーロッパ、アメリカ、アフリカ市場へ流入されることを徹底的に統制する。

-第 2 段階は、2011 年 1 月末から 2011 年 2 月末までの期間で、著名商標権益を侵害する案件を厳格に摘発する集中取り締まり期間である。各地域は、相互協力と共同を通じて、ともに著名商標権益を侵害した案件を摘発できるように努力する。

-第 3 段階は、祝日及び両会(リャンホェイ：全国人民代表大会及び全国人民政治協商会議)の特殊期間であり、中国各地域は、「お正月」及び「両会」時期の市場安全を安定化する業務のために、都市や農村市場等の地方をあわせる範囲で、各地域の卸し市場、スーパーマーケット、団体貿易市場等の市場を検査する。特に、国民の日常生活に直接影響を及ぼす商品の商標を侵害した模造品に対する厳格な制裁を加える。

重点地域として、北京、天律、上海などの直轄市があり、重点商品としては、衣類、雑貨、鞄、電化製品、携帯電話及び付属、薬品、種等を規定しました。このような重点地域及び重点商品を確定することによって、海外商標及び著名商標侵害規制の指針を提供し、海外商標侵害規制に便宜を提供しました。

III. 結論

韓国のブランド、特に、衣類及び携帯電話等の商標は、中国大陸でものすごく高い人気があります。このような風潮によって、特に複製の簡単な衣類領域では、数多い模造商品が出現しています。しかし、このような模造商品は、韓国商標権者の権限の委任を受けていないだけではなく、そのクォリティも極めて低く、韓国の著名商標及び中国に進出して事業を営為しているたくさんの韓国企業に大きな影響を及ぼしています。さらに、電子商取引という新しい経路から販売された模造品による侵害は、伝統的な司法方式ではその救済に限界があります。従って、現在、中国が展開する知的財産権侵害及び低級摸造品販売規制規定による規制が、韓国ブランドを含む海外商標の保護に肯定的な影響をもたらすことは確かなことであります。このような制度の施行は、外国商標及び著名商標保護の、特に、電子商取引を利用する知的財産権侵害商品の販売による侵害救済の始発店になっていると、評価できます。Jipyong & Jisung

(コラム)

医療関係者の業務上過失による堕胎は、処罰が可能か。

(写真 ： 法務法人地平志誠 金性洙(キム・ソンス)弁護士)

2009 年末ころから、一部の医者を中心として堕胎反対運動が活発になっています。すべての生命は高貴であり、その中で人間の生命が最も大事であることは常識です。さらに、将来に人間になる生命体であるといえる胎児の生命も、やはり、大事に保護されるべきでしょう。しかし、出生の前の胎児の生命を、出生後の存在である人間の生命と同様に保護すべきかは疑問です。例えば、出産過程で産婦の生命が危うくなるのであれば、胎児の生命を放棄し、産婦の生命を助けることはやむを得ないことです。すなわち、胎児の保護をどの程度までやるのかということは、立法政策と関連があります。現行の刑法においても、堕胎罪は殺人罪に比べ、比較的に軽罰化しています。殺人罪(刑法 250 条 1 項)は死刑、無期懲役、又は、5 年以上の懲役に処する反面、堕胎罪(刑法 270 条 2 項)は 3 年以下の懲役に処されます。

堕胎を誘発する行為には、故意行為だけではなく、過失行為もありえます。そうであれば、医師が妊婦に対する診療を行う過程で過失を犯し、堕胎を招来した場合、医師を処罰することはできるのでしょうか。現行の刑法では、過失致死罪(266 条)や業務上過失致死罪(268 条)がありますが、過失堕胎罪や業務上過失堕胎罪はありません。そうであれば、堕胎事態が、堕胎前の産婦の健康状態に障害をもたらしたものとして解釈し、産婦を被害者とする業務上過失致傷罪は成立しえるのでしょうか。結論から言えば、不可能です。すなわち、医療関係者の業務上過失によって堕胎が生じたとしても、その医療関係者を産婦に対する瑕疵致傷罪として処罰することはできないからです。もちろん、民事訴訟を提起し、民事上の損害賠償責任を負担させることはできます。

実際の事件で、妊娠 32 週目の産婦が、真夜中に大学病院の応急室に来て腹痛を訴えました。産婦人科の医師は、消化器障害として診断した内科医師の意見を信頼し、持続的な患者の観察も行わず、胎児監視措置や超音波検査も実施しませんでした。産婦は、結局、胎盤早期剥離による堕胎を強いられることになりました。

大法院は、この事件において、現行法上、この医療関係者を処罰することはできないということを明確にしました。これによって、被告人たちに対して業務上過失致傷罪を認定した下級審判決も破棄されました。大法院の判断の根拠は、下記のとおりです(大法院 2009 年 7 月 9 日、宣告 2009 도 1025 判決)。

第一点目として、現行の刑法は、人に対する障害及び過失致傷の罪に関する規定とは別途に、胎児を独立した行為客体とする堕胎関連規定を設けている。妊婦の自己堕胎行為及び第 3 者の強制堕胎行為、堕胎によって妊婦を障害、又は、死亡に至らせた行為等に対しては、それぞれ傷害罪と別途に処罰するようにしている。すなわち、人に対する障害と堕胎は厳格に区別される

第 2 点目として、過失堕胎行為及び堕胎未遂行為に対し、別途に処罰規定を設けていない。刑法の大原則の中の一つは、犯罪と刑罰は法律によって明示されて、はじめて適用されうるという罪刑法定主義である。従って、法律に規定されていない犯罪を、類似した内容の規定から類推し解釈することは、許容されえない(類推解釈禁止)。

産婦側は、刑事告訴とは別途に損害賠償を求める民事訴訟も提起しました。大法院判決が宣告されてから進行された民事訴訟では、裁判部の調停勧告を受け入れ、事件は円満に終了しました。検事と下級審は、被告人たちの過失によって、被害者のおなかにいた 32 週の胎児が胎盤早期剥離によって死亡に至る障害を被らせたと判断しました。しかし、現行刑法の解釈上、堕胎ということだけでは産婦に対する障害であるとはいえません。但し、医師の過失によって発生した堕胎過程において、産婦に過多出血等が原因となり、別途の疾病や障害が発生した場合には、産婦に対する業務上過失致傷罪になりえると思われます。 Jipyong & Jisung

(地平志誠ニュース)

法務法人地平志誠、金融チーム、本社へ移転

(写真 ： 法務法人地平志誠本社)

地平志誠金融チームは、2011 年 2 月 21 日(月)から、本社のあるソウル商工会議所ビルへ移転・統合し、新たに業務をスタートします。

地平志誠金融チームは、従来、蓄積してきたマーケット先導者としてのネームバリューを維持しつつ、証券金融訴訟チーム、建設不動産チーム、海事チーム等との業務シナジー効果を最大化し、今後、クライアントの皆様方により高いクォリティの法律サービスを提供してまいります。

今回の移転・統合により、法務法人地平志誠は、本社と江北事務所へ分離されていたためにクライアントの皆様方が感じられていた不便を解除し、社内のすべての専門家が一箇所に集中することによって業務効率とクライアントへの便宜提供を一層高めることになりました。わが法務法人地平志誠は、これからも、初心を忘れることなく、クライアントの皆様方に献身しつつ、アジアを代表するグローバルローファームとして成長してまいります。

ソウル将校会議所ビル 11 階には、訴訟チーム及び金融チーム、海事チームが、同ビル8階には、会社チーム、IP・IT チームが入居しています。

[金融チーム:Partners]

姜栗里(ガン・ユルリ)
弁護士

崔眞淑(チェ ・ ジンスク)
弁護士

李幸揆(イ・ヘンギュ)
弁護士

李承賢(イ・スンヒョン)
弁護士

林志娥(イム・ジア)
弁護士

李昇鉉(イ・スンヒョン)
弁護士

裵相根(ペ・サングン)
弁護士

金度女幼(キム・ドヨ)
弁護士

[Location]

Jipyong & Jisung

(地平志誠ニュース)

李春源(イ・チュンウォン)弁護士、韓国における Shipping & Transport分野のWinnerとして選定

(写真 ： 法務法人地平志誠 李春源(イ・チュンウォン)弁護士)

の李春源(イ・チュンウォン)弁護士が、International Law Office(ILO)の主管する「Client Choice Awards 2011」にて、韓国における Shipping & Transport 分野の Winner として選定されました。

今回、韓国では、Shipping & Transport 分野と IP 分野のみが順位にランクされ、その中で、李春源(イ・チュンウォン)弁護士が Shipping & Transport の winner として選定されました。

「Client Choice Awards 2011」は、全世界のインハウス弁護士の中においても、特に、シニアーレベル以上のクライアント2,000 名を対象として設問調査をおこない、各分野ごとにその年の winner を選定しています。

[関連リンク]

- International Law Office Website
- International Law Office - Client Choice Guide 2011: Lee, Choon-Won (Profile)

Jipyong & Jisung

(地平志誠ニュース)

鄭元(ジョン・ウォン)弁護士、経済史学会の年末学術大会にて報告

(写真 ： 法務法人地平志誠 鄭元(ジョン・ウォン)弁護士)

地平志誠の鄭元(ジョン・ウォン)弁護士は、2010 年 12 月 11 日、経済史学会が主催した『韓国の建設業及び不動産問題に対する試論』という学術大会において、「権利金に対する法経済学的アプローチ」というテーマで報告を行いました。 Jipyong & Jisung

http://www.jipyong.com

韓国ソウル本社 韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 8, 11階 Tel : +82-2-6200-1600 Fax : +82-2-6200-1800

順天事務所 540-330 全羅南道順天市旺之洞870-1クムガンタワー3階 Tel : +82-61-724-2001 Fax : +82-61-725-7604

中国上海支社 Room 2310, Shanghai Maxdo Center, No.8 Xing Yi Road, Shanghai, China Tel : 86-21-5208-2800 Fax : 86-21-5208-2807

ベトナムホーチミンシティ支社 #1605, Centec Tower, 72-74 Nguyen Thi Minh Khai Street, Ward 6, District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel : 84-8-3910-7510 Fax : 84-8-3910-7511

ベトナムハノイ支社 Suite 1003, 10th Fl., Daeha Business Center, 360 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi, Vietnam Tel : 84-4-6266-1901 Fax : 84-4-6266-1903

カンボジア事務所 SK-Shinah Office, 2F No.797, Monivong Blvd. & St. 484, Phsar Doeum Thkov, Khan Chamkarmon, Phnom Penh, Cambodia Tel : 855-23-726-897 Fax : 855-23-726-457

ラオス事務所 LLC Bldg, Nongbone Road, Saysetha District, Vientiane, Laos Tel : 8560-20-301-9820 Fax : 856-21-264-344